

大阪市告示第708号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年5月27日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和7年6月10日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種類	場所
自動二輪車 (スズキ 銀色)	西淀川区姫島5丁目7番先
自動二輪車 (ヤマハ 銀色)	西淀川区御幣島3丁目9番先

（建設局総務部管理課）